

水の都記念病院通所リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人三成会が開設する水の都記念病院通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「通所リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な通所リハビリテーション等を提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

2 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 通所リハビリテーション等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 水の都記念病院
- 二 所在地 徳島県徳島市北島田町1丁目4番11

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職種内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者・1名(医師と兼務)
管理者は、要介護者の医学的管理並びに事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 医師 2名(常勤兼務)
利用者の診療及び医学的管理を行う
- 三 理学療法士又は作業療法士（常勤兼務） 2人
理学療法、作業療法を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。
- 三 サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(通所リハビリテーション等の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1単位10名とする。

(通所リハビリテーション等の内容)

第7条 通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 一 リハビリテーション
- 二 送迎

(通所リハビリテーション等の利用料その他の費用の額)

第8条 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎の費用

通常の事業の実施地域を越えてから片道おおむね 1 km以内 200 円＋消費税 以降 1km ごとに 200 円＋消費税

二 おむつ代

紙おむつ 1 枚 100 円＋消費税

尿パット 1 枚 80 円＋消費税

三 日常生活においても通常必要となる費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、徳島市(昭和地区、渭東地区、沖洲地区、津田地区、八万地区、勝占地区、多家良地区、入田地区、上八万地区、川内地区を除く)とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、通所リハビリテーション等の利用に当たっては次の点に留意することし、適切な利用に努めなければならない。

一 利用者事業所の規律を守り、喧嘩、口論又は暴行など他の利用者及び入院患者の迷惑となるような行為をしてはならない。

二 利用者は、事業所内の設備及び機器の使用に当たっては、職員の指示又は設備等の取扱要領に従い、適正な方法により当該設備等を使用するとともに、事故のないよう細心の注意を払わなければならない。

三、利用者は、火気の取り扱いには十分注意することとし、サービス利用中は、喫煙を控えること。

四、利用者は、施設内の環境衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 管理者等は、通所リハビリテーション等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに医師に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。手当等を行った場合には速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

2 管理者等は、通所リハビリテーション等の実施中に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必用な措置を講ずるものとし、事故の状況及び事故に対して採った処置などを記録するものとする。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画等を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期すものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発症し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業者は、従事者等の質的向上を図るため、研修機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

一 採用時研修 採用時から1箇月以内

二 継続研修 年4回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保護する。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人三成会と事業所の管理者との協議に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。